

広島県水道広域連合企業団管理規程第15号

広島県水道広域連合企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月26日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田 美香

広島県水道広域連合企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年広島県水道広域連合企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割	
	その他のもの	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下	
	その他のもの	2割5分以下	事務局内の他の職員との均衡を著しく失う場合は「5割以下」とすることができる。

備考

- 1 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによる。
- 2 その他の期間の部その他のものの項の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在学期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、換算率の欄中「2割5分以下」を職員としての職務に直接役立つと認められる期間については「8割以下」と、その他の期間については「5割以下」とし、同項備考の欄中「5割以下」を職員としての職務に直接役立つと認められる期間につ

いては「10割以下」と、その他の期間については「8割以下」とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。